## 物品供給契約書案

## 契約件名

発注図書の装備・目録登録及び供給一式

発注者 国立大学法人帯広畜産大学(以下「甲」という。)と供給者 (以下「乙」という。)との間において、上記の物品(以下「物品」という。)について、下記の金額で供給契約を結ぶものとする。

- 第1条 売買代金額は、別紙内訳書のとおりとする。
- 2 前項の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、売買代金に110分の10を乗じて得た額である。
- 第2条 この契約において、乙が履行すべき給付内容は、仕様書及び乙が入札に際し提出 した技術仕様書その他の書類で明記されたものとする。
- 第3条 物品は帯広畜産大学附属図書館に納入するものとする。
- 第4条 物品の契約期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日迄とする。
- 第5条 納品書は帯広畜産大学経理課に送付するものとする。
- 第6条 代金は、毎月末日をもって締め切り、当該月分を集計した額を請求額とし、当該 月の明細書を添えて請求するものとする。
- 第7条 代金の請求書は、帯広畜産大学経理課に送付するものとする。
- 第8条 契約保証金は免除する。
- 第9条 代金の支払時期は、適正な請求書を受理した日から40日以内とする。
- 第10条 この契約についての必要な細目は、国立大学法人帯広畜産大学契約事務取扱規程 第2条に定める物品供給契約基準によるものとする。
- 第11条 この契約について甲・乙間に紛争が生じた場合,双方協議の上,これを解決する ものとする。
- 第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙間 において協議して定めるものとする。
- 第13条 本契約に関する紛争については、釧路地方裁判所帯広支部を第一審の専属的合意管 轄裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲・乙は次に記名し、印を押すものとする。 この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 帯広市稲田町西 2 線 1 1 番地 国立大学法人帯広畜産大学 契約担当役 事務局長 藤波 豊彦

## 別紙内訳書

- ① 和 書 「本体価格 × 納入係数 ( )」 + 消費税 ② 継続文庫・新書本 「本体価格 × 納入係数 ( )」 + 消費税 ③ 洋 書
  - 「原 価 × 為替レート × 納入係数 ( )」 + 消費税